

2026年7月9日

株主各位

名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社焼肉坂井ホールディングス
代表取締役社長 高橋 仁志

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年7月9日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 283,000株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金70円
4. 給付金額の総額	金19,810,000円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年7月9日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）4名、上級執行役員3名及び執行役員2名に支給される、当社に対する金銭報酬債権合計19,810,000円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金70円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 4名 200,000株 ※社外取締役を除く。 当社の上級執行役員 3名 63,000株 当社の執行役員 2名 20,000株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年7月24日

以上